

(別紙1)

研究結果報告書

1 研究テーマ

オーストラリア連邦の判決前調査に関する調査研究

2 取組内容

平成30年7月30日から平成31年3月27日まで、オーストラリア連邦（以下オーストラリアという）ビクトリア州立メルボルン大学社会政策研究科に所属し、刑事司法関連施設への訪問や会議への参加、研究者からの意見聴取を行い、研究テーマに関する調査を実施した。

なお、調査結果は報告日現在のものであり、ビクトリア州の制度に焦点を置いていること、アクセスできた情報に限りがあることをあらかじめ断っておく。

本報告書は、研究テーマに関する報告を主眼に置いており、狭義の意味での判決前調査に限定せず、判決前ダイバージョンや専門法廷等、判決前に行われている調査や支援も含めて言及することとしたい。

(1) はじめに

オーストラリアは6つの州、準州及び特別地域1つずつから成る連邦国家である。1901年にイギリス自治領として事実上独立し、それぞれの州が独自の権限（立法権、警察権、裁判権）を有しており、刑事司法制度も州間で異なるが、少年司法適用開始年齢は10歳、成人司法適用開始年齢は18歳¹という点、最高刑が終身刑である点は全ての州において共通している。

イギリスの植民地であったことから想像できるように、イギリスで発達した慣習法（Common Law）が法理論の基礎になっており、刑事司法制度

¹ クイーンズランド州のみ成人司法適用開始年齢は17歳であったが、児童の権利条約や他州との並びから、2018年2月12日より、同州においても成人司法適用開始年齢が18歳となった。

もその土台においてはイギリスの影響を色濃く受けていると言える。

Freiberg と Ross によると、ビクトリア州の刑事司法は、イギリスの植民地だった 1851 年にニューサウスウェールズ州から分離した当時に、英国の刑事司法が適用され、拘禁刑と罰金刑が導入されたことに端を発するという (Freiberg & Ross 1999)。1887 年には少年司法において、マサチューセッツのシステムをモデルとした「保護観察 (probation)²」の概念が導入 (Juvenile Offender Act 1887)、1906 年には 17 歳未満が成人司法と切り分けられ (Children's Court Act 1906)、翌 1907 年には、成人司法においても指導監督を伴わない保護観察が導入された (Indeterminate Sentences Act 1907)。

同州に社会内処遇の概念が導入されたのは、第二次世界大戦後の 1956 年改正刑法 (Penal Reform Act 1956)³による。この際に、指導監督を伴う保護観察が少年及び成人共に整備され、今日の仮釈放制度及び判決前調査制度が法制化された。その後、社会内処遇は次々に変化を遂げ、1981 年に社会奉仕命令 (community service order) の導入 (Penalties and Sentences Act 1981)、1983 年に成人矯正 (Office of Correction) が社会福祉省 (Department of Community Welfare Services) から独立、1985 年には執行猶予 (suspended sentence) 及び社会内処遇命令 (community-based order) が導入 (Penalties and Sentences Act 1985) された⁴。

今日のビクトリア州の成人裁判の根拠法となっている 1991 年判決法 (Sentencing Act 1991) では拘禁刑を最終手段 (last resort) と明記するに至っている。

2000 年代以降に入ると、北米や英国、ニュージーランドを参考としつつ、リスクアセスメントやグッドライブズモデル、専門法廷等を取り入れている。

² この時代の probation は指導監督を伴わないものであり、現在の執行猶予の概念に近い。

³ 英国の刑事司法法 (Criminal Justice Act 1948) をモデルとしている。ビクトリア州に先立って、ニューサウスウェールズ州では 1951 年に指導監督を伴う保護観察を導入した。

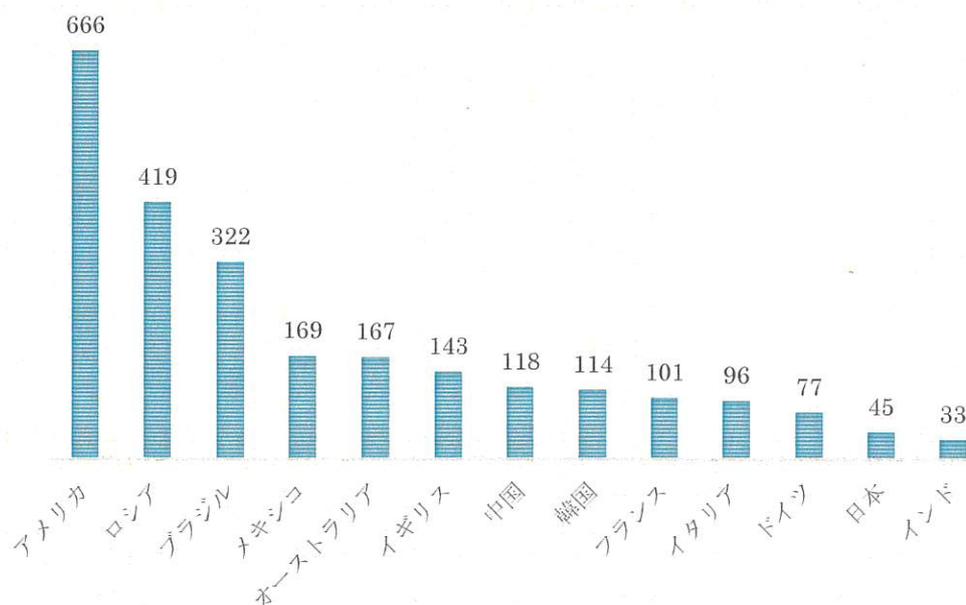
⁴ 保護観察及び社会奉仕命令を統合したもの。判決前調査が得られていること、被告が社会内処遇命令に同意していることが判決の前提条件とされた。遵守事項による「処遇の個別化」を実現している。

る。

オーストラリアの国土は日本の約 20 倍、人口は約 2,500 万人である。今回メインで調査したビクトリア州は、オーストラリアの南東に位置し、人口約 650 万人、州都は人口第 2 位のメルボルン（人口約 500 万人）である。なお、オーストラリアの中東に位置し、州都に人口第 1 位のシドニー（人口約 520 万人）を擁するニューサウスウェールズ州は人口約 850 万人、オーストラリアの北東に位置し、州都に人口第 3 位のブリスベン（人口約 250 万人）を擁するクイーンズランド州は人口約 500 万人であり、これら 3 州にオーストラリア全体の約 8 割の人が居住していることとなる (Australian Bureau of Statistics 2018)。

人口 10 万人当たりの拘禁者数で見ると、オーストラリアは 167 人であり、イギリス等と同程度であり、日本に比べると犯罪発生率は高いと言える (図 1)。州ごとに見ると、ビクトリア州はニューサウスウェールズ州やクイーンズランド州よりも低い拘禁率であると言える (図 2)。

図 1 人口 10 万人当たりの拘禁者数 (2017 年)



注) Sentencing Advisory Council のウェブサイトより転載

図2 成人人口10万人当たりの拘禁者数（2017年）



注1) Sentencing Advisory Council のウェブサイトより転載

注2) NT はノーザンテリトリー, WA は西オーストラリア州, SA は南オーストラリア州, QLD はクイーンズランド州, NSW はニューサウスウェールズ州, TAS はタスマニア州, VIC はビクトリア州, ACT はオーストラリア首都特別地域をそれぞれ指す。

(2) ビクトリア州の少年司法における判決前調査

ア ビクトリア州の少年司法制度について

ビクトリア州の少年司法制度の根拠法となっているのは、少年、若者及び家族法（Children, Youth and Families Act 2005。以下、「CYFA」という。）であり、同法では、犯時10歳から17歳で、かつ、少年裁判所の手続開始時に19歳未満の者を「少年」（Child）と定義している。一方、成人裁判の根拠法となっている判決法（Sentencing Act 1991）では、判決時21歳未満の者を「若年犯罪者（young offender）」と定義している。

少年事件は、原則少年裁判所（Children's Court）で審理されるが、殺人、放火殺人、危険運転致傷罪等の事件については、州裁判所（County Court）又は州最高裁判所（Supreme Court）で審理される。

少年裁判所での判決を大別すると、罰金、善行保持の誓約（Good

Behaviour Bond) , 保護観察命令, 少年院送致命令⁵がある。少年保護観察所が指導監督を行うものは保護観察命令であるが, 当該命令は段階的に分けられている⁶。加えて, 少年院からの中も少年保護観察所の監督下に置かれるが, 少年仮釈放委員会 (Youth Parole Board) の審理により決定し, 仮釈放命令 (Parole Order) を言い渡している⁷。2017年7月から2018年6月の年間における少年裁判所の言渡しは, ダイバージョンが34.4%, 善行保持の誓約が21.8%, 保護観察 (Probation) が13.6%, 少年院送致が7.3%となっている (Sentencing Advisory Council 2018) 。

判決法下では, 若年犯罪行為者の拘禁刑を成人刑務所ではなく少年院で執行することを可能とするデュアルトラックシステム (Dual Track System) という独自 (オーストラリアではビクトリア州のみ) の仕組みも存在している (Sentencing Act 1999 s32) 。デュアルトラックシステムにより少年院で拘禁刑を執行している若年犯罪行為者は, 少年仮釈放委員会が仮釈放を審理し, 個別の事情により, 成人刑務所から少年院へ, あるいは少年院から成人刑務所へ若年犯罪行為者を移送する場合にも少年仮釈放委員会が審理をしている。

少年院在院中の者に限られたデータではあるが, 少年院在院者の約15%がアボリジニ, 約15%がマオリ, 約19%が東アフリカ (南スーダン, エチオピア, ソマリア) の出自であるという (Department of Justice and Regulation 2018) 。また, 被虐待経験 (約70%), 児童保護命令 (Child Protection Order) 歴 (約37%), 学校からのドロップアウト (約65%), メンタルヘルス (約53%), 知的障害 (16%), 自閉症スペクトラム障害 (3%), アルコール又は薬物の影響下での犯罪行為 (約45.5%) といった特色がある。

⁵ 判決時の年齢が15歳未満であれば, Youth Justice Residential Order, 15歳から20歳であれば Youth Justice Centre Order となる。

⁶ 少年司法における社会内処遇の選択肢として, Probation Order, Youth Supervision Order, Youth Attendance Order, Youth Control Order があり; この順に遵守事項の数が増え, より厳しい社会内処遇となる。本報告内では, 便宜上これらを一括りに「保護観察命令」と表記することとする。

⁷ Order という形式の性質上, 合議体のうち1人は裁判官 (Judge) を含むこととされている。

近年の大きな動きとしては、2017年4月に、少年司法の所管が保健・対人援助省（Department of Health and Human Service）から司法省（Department of Justice and Community Safety）へ移管されたことが挙げられる。同年中には、法改正も行われ、デュアルトラックの運用が厳格化され（重大事件をした若年犯罪者は原則、刑務所で拘禁刑を執行することとされた）、より制約の厳しい保護観察命令（Community Control Order）も新設された。これらの背景には、パークビル少年院での暴動が相次いだことを受けて出された王立委員会（Royal Commission）の提言があり、社会の安全という観点から監督機能が強まった少年司法へとシフトしていると言える。

イ 逮捕から起訴

逮捕後、警察は勾留する権限を持っており、勾留又は在宅での取調べを受ける。勾留されている場合、訴追（charge）後に警察の判断による保釈が行われるか、警察が保釈を拒否した場合は、裁判所で保釈可否の判断を受けることとなる。なお、保釈には監督を伴うもの（Supervised Bail）、伴わないもの（Unsupervised Bail）があり、Supervised Bail の場合は少年保護観察所の保護観察官が監督の責務を負い、その間の関わりも後述する判決前調査の内容に反映される。

警察の捜査段階、裁判所における罪状認否の答弁前、判決前の各段階において、ダイバージョンが整備されており、少年の場合はダイバージョンの積極活用が推奨されている。警察の捜査段階のダイバージョンとして、警告（Victorian Police Cautioning）及び RPPES プログラム（ROPES program）、裁判所における罪状認否の答弁前のダイバージョンとして、ユースダイバージョン（Youth Diversion）及び同日ダイバージョン（The Same Day Diversion）、判決前のダイバージョンとしてカンファレンス（Youth Justice Group Conferencing）が活用されている。

一部重大事件における正式起訴はバリスタによって提起されるが、ほとんどの少年事件は警察官によって起訴される。被告人の有罪が確定した段階で、判決を言い渡すことができる。このため、判決前調査が請求される

場合は、判決が延期される（CYFA s571(1)）。判決前調査の他、前述のダイバージョンとしてのカンファレンス参加の目的でも判決は延期され得る（CYFA s576）。

ウ 判決前調査の手続について

(ア) 原則

少年裁判所は、有罪確定⁸後、少年保護観察所に判決前調査を請求できる（CYFA s571(1)）。請求と同時に調査のために判決も延期され、この間に少年保護観察所の保護観察官が少年と面接をし、判決前調査報告書を作成する。少年院送致の判決をする場合（CYFA s571(2)）、少年に知的障害⁹がある場合（CYFA s571(3)）は必ず請求しなければならないとされている。

判決前調査報告書に記載すべき内容についても法律に明記されている。具体的には、CYFA s573(1)において、今回訴追された犯罪の概要、前歴、家庭環境、教育状況、就労状況、余暇活動、健康状態を記すこと、それらの情報に関する情報源を明記することと明記されている。また、記載すべき内容についても、今回の訴追された犯罪に関連すること及びどの判決が適当と考えられるかに関連したものでなければならないとされている（CYFA s573(2)）。

なお、リスクアセスメントツールとして、Youth Level of Service/Case Management Inventory (Hoge & Andrew 2002)（以下「YLS/CMI」という。）が使用されているが、判決前調査時には適用されず、判決後、少年院又は少年保護観察所において適用されている。

(イ) 少年に知的障害がある場合

前期のとおり、少年裁判所は、有罪が確定した少年に知的障害がある場合には必ず判決前調査報告書を請求しなければならないとされている。こ

⁸ 有罪認定は、本人が法廷で罪を認めるか（plea guilty）、法廷で否認後に更なる証拠調べで有罪が認定される（found guilty）かした場合に確定する。成人の場合も同様である。

⁹ 障害法（Disability Act 2006）に定義された知的障害であり、データシステムに登録される。

の場合、州政府の障害福祉サービス事務所にサービスプラン (Plan of Services) が請求される。サービスプランと併せてクライアントオーバービューレポート (Client Overview Report) も作成される。

サービスプランが作成される目的は、「再犯の可能性を減らすための適切なサービスを特定すること」とされている (CYFAs571(4))。作成期間は裁判官の判断によるが、6週程度であることが通例であるとされている。裁判所からの請求による場合、サービスプランに同意は不要とされているが、保護観察命令の遵守事項とする場合は、遵守事項への同意が必要となるため、当該同意をもってサービスプランに同意したものとみなされる。保護観察命令が適切と考えられる場合は、少年が受けられるサービスプログラムがいつから受けることができ、どこのサービスか、そのサービスについての少年の適性や態度を記さなければならないとされる (CYFAs573(4))。

サービスプランに付随するクライアントオーバービューレポートが作成される目的は「本人の重要な背景事情を知ること」とされている (Department of Human Service 2009)。作成に係る法的根拠はないが、通常サービスプランと同時に作成される。サービスプランと同時に裁判所から請求される場合は、同意は不要とされているが、ソリシターから単独で求められた場合には同意が必要とされている。レポートの内容は、障害の程度¹⁰、成育歴¹¹、障害サービスの利用状況¹²、現状等を記載することとされている (Department of Human Service 2007)。

(ウ) 少年が14歳未満である場合

CYFAは10歳から少年司法の適用年齢と規定をしているものの、少年が14歳未満である場合、少年の行為責任能力の有無を判断するためのアセス

¹⁰ 障害が本人の生活にどのように影響しているか、生活能力等。この際、IQの数値は記載してはならず、「中程度」等の記載をすることとされている。

¹¹ 家庭環境、教育歴、職業歴、医療歴、犯罪歴等を含む。犯罪歴は全てを詳細に記載する必要はないが、本人を理解するのに必要なものは記載することとされている。

¹² いつ、どの程度、どのサービスを利用したかを記載。サービス利用に関する動機づけや態度も記載することとされている。

メントを実施している。このアセスメントは doli incapax アセスメント (assessment of doli incapax) と呼ばれ、少年裁判所附属のクリニック (Children's Court Clinic) の精神科医や心理士により判定される。

(エ) 少年に精神障害がある場合

少年に精神障害がある場合、少年の「訴訟能力」 (Fitness/Unfitness to be Tried) がまず争われる。ここでは、犯時の責任能力ではなく、訴訟の際の能力が問題となり、少年裁判所附属のクリニックの精神科医や心理士によるアセスメントが行われる。

次いで刑事責任能力が争われる。

心神喪失又は耗弱の状態で刑事責任能力がない場合又は訴訟能力がない場合、裁判所は、①釈放 (比較的軽微な罪の場合)、②非拘禁監督命令 (Non-custodial supervision order)、③拘禁監督命令 (Custodial supervision order) のいずれかを選択する。拘禁監督命令が選択された場合、少年はパークビル少年院 (Parkville Youth Detention Centre) に拘禁される。

これらの手続は、1997年犯罪法(心身耗弱及び訴訟不適) (Crimes (Mental Impairment and Unfitness to Be Tried) Act 1997) を根拠としている。

詳細なヒアリングは叶わなかったため、具体的にどのようなアセスメントをしているかについての言及は避けることとしたい。

(3) ビクトリア州の成人司法における判決前調査

ア ビクトリア州の成人司法制度について

ビクトリア州の成人裁判の根拠法となっているのは、判決法 (Sentencing Act 1991) である。同法では、犯時 18 歳以上の者に係る判決に関することを規定している。刑務所、仮釈放、保護観察に関することは矯正法 (Corrections Act 1986) に規定されている。

成人裁判は、治安判事裁判所 (Magistrates' Court)、州高等裁判所 (County Court)、州最高裁判所 (Supreme Court) のいずれかで審理される。ビクトリア州の成人裁判の 90% 以上が治安判事裁判所で審理される。

治安判事裁判所は、軽微な犯罪（簡易起訴犯罪（summary offence））及び強盗など重大な犯罪の一部（簡易裁判可能な正式起訴犯罪（indictable offence triable summarily））を審理する。州高等裁判所は自動車運転過失致死、強姦、武器使用強盗など大半の重大な犯罪を、州最高裁判所は殺人や多額の金銭に関わる極めて重大な犯罪を審理する。

成人裁判所での判決を大別すると、善行保持の誓約（Adjournment undertaking）、罰金、社会内処遇命令（Community Correction Order）、少年院送致命令¹³、拘禁刑と社会内処遇命令（Imprisonment and Community Correction Order）、薬物治療命令（Drug Treatment Order）、拘禁刑（Imprisonment）がある。成人刑務所からの仮釈放は、成人仮釈放委員会（Adult Parole Board）の審理により決定し、仮釈放命令（Parole Order）を本人に言い渡している。2017年7月から2018年6月の年間における治安判事裁判所の言渡しは、罰金刑が54%、善行保持の誓約が14.7%、社会内処遇命令が10.2%、拘禁刑が8.4%となっている（Sentencing Advisory Council 2018）。

また、重大な性犯罪又は暴力犯罪をした者で、刑執行終了時においても社会にとって著しいリスクがあると認められる場合には、刑執行終了後に拘禁命令（Detention Order）や観察命令（Supervision Order）が付される場合がある。前者は州最高裁判所により、後者は州最高裁判所又は州高等裁判所により命令される。

近年の大きな動きとしては、2011年から2014年にかけて大規模な法改正が行われ、執行猶予（Suspended sentence）及び自宅拘禁（Home detention）が廃止となり、社会内処遇命令（Community Correction Order）¹⁴が導入された。また、仮釈放中の者による重大再犯事件を受け、2013年から2016年にかけて仮釈放制度のリフォームが行われ、仮釈放基準が厳格となり、

¹³ デュアルトラックシステムによるものに限られる。

¹⁴ 拘禁と治療命令（combined custody and treatment order）、集中観察命令（intensive correction order）、社会内処遇命令（community-based order）を統合したもの。本報告書内では、統合後の community correction order と統合前の community-based order の和訳は便宜上、ともに社会内処遇命令とする。

仮釈放許可率が大幅に減少した¹⁵。同様に、保釈中の者による重大事件を受け、2017年から18年にかけて保釈制度のリフォームが行われ、保釈基準が厳格となり、未決拘留者が増加している。

イ 逮捕から起訴まで

逮捕後、警察は勾留する権限を持っており、勾留又は在宅での取調べを受ける。勾留されている場合、訴追（charge）後に警察の判断による保釈が行われるか、警察が保釈を拒否した場合は、裁判所で保釈可否の判断を受けることとなる。保釈条件には、警察官に定期的に報告すること、特定の住居に居住すること等が付される。若年犯罪者には、少年保護観察所の指導監督が保釈条件となることがあるが、この点は後述する。

正式起訴はバリストによって提起されるが、簡易起訴事件は警察官によって起訴される。被告人の有罪が確定した段階で、判決を言い渡すことができる。このため、判決前調査が請求される場合は、判決が延期される（Sentencing Act 1991 s83A）。判決前調査の他、社会復帰のプログラムを受けさせる目的でも判決を最長 12 月間延期することが可能とされている。

ウ 判決前調査の手続について

(ア) 原則

成人裁判所においても、有罪確定後、成人保護観察所（Community Correctional Service）に判決前調査を請求できる。成人裁判所の場合、裁判所は社会内処遇命令（Community Correction Order）又は少年院送致（Youth Justice Centre Order 又は Youth Residential Order）を考慮す

¹⁵ 大きな変化として、仮釈放の申請を受刑者自身が行わなければならなくなったこと、性犯罪や暴力犯罪者は刑務所内で必要な治療プログラムを受け終わらない限り仮釈放が認められなくなったこと、仮釈放中の遵守事項違反そのものが3月以内の拘禁刑に相当することとなったこと、が挙げられる。2009年7月から2010年6月の間の仮釈放許可率は90%であったのに対し、2016年7月から2017年6月の間の仮釈放許可率は58%まで減少した（Department of Justice and Regulation 2017）。

る際には、判決前調査を請求しなければならない¹⁶と規定されており（Sentencing Act 1991 8A(2)）、判決前調査報告書を受理しない限り社会内処遇命令を発することができない（Sentencing Act 1991 s37b）。一方、裁判所は判決前調査の内容に必ずしも拘束されず、判決を考慮する際の一要素であるとの見解が示されている¹⁷（Supreme Court of Victoria 2014a）。ただし、電子監視に関する遵守事項は、判決前調査報告書において当該遵守事項を付すことが効果的である旨が言及された場合のみ付すことができる¹⁸（Sentencing Act 1991 s48LA(3)）。同報告書にはこれらの命令の適合性に加え、社会内処遇命令の適切な遵守事項に関するアドバイス（Sentencing Act 1991 s8A(2)）、本人の更生のために必要なサポートについても可能な限り報告することとされている（Supreme Court of Victoria 2014b）

社会内処遇命令の遵守事項が300時間未満のコミュニティサービスのみである場合は請求を要さない（Sentencing Act 1991 8A(3)）。

拘禁刑を言い渡す際には判決前調査報告書は必要とされないが、拘禁刑と社会内処遇命令のいずれが適当であるかを判断する目的では請求され得る。また、前記のとおり、ビクトリア州には拘禁刑に引き続いて社会内処遇命令を言い渡すことができ、この際の社会内処遇が適当であるかを知る目的でも請求される¹⁹。

判決前調査の中身は、年齢、成育歴、医療歴、薬物使用歴、教育歴、職歴、財政状況、更生に資するサービスやプログラム、適切な遵守事項、コ

¹⁶ 社会内処遇命令の場合は成人保護観察所への請求となるが、少年院送致の場合は少年保護観察所への請求となる。

¹⁷ 例示としては、報告書内で社会内処遇を適用した場合に肯定的な側面が期待できたとしても、裁判所は必ずしも社会内処遇命令の判決をするわけではなく、他の様々な要因も考慮して判決を行う、と記されている。

¹⁸ 電子監視の遵守事項を付すことができるのは、州高等裁判所又は州最高裁判所における判決のみである。なお、仮釈放命令の遵守事項に付す場合は、成人保護観察所による仮釈放適合アセスメント（Parole Suitable

Assessment）内の意見は必ずしも必要とされてはいない。電子監視には、位置情報を特定するものの他、汗成分中のアルコール量を特定するものもある。

¹⁹ 飽くまでも社会内処遇が適当か否かの意見を述べるものであるため、保護観察官は報告書において、社会内処遇に先立つ拘禁刑に関する意見は述べないこととされている。

コミュニティワークを完遂する能力があるか、適当な集中観察期間、電子監視の適正、適正な判決の選択肢等を記載することとされている (Sentencing Act 1991 s8B(1))。

判決前調査を請求すると同時に調査のため裁判所は判決を延期する。成人の場合、判決前調査は簡易アセスメントとフルアセスメントの2種類がある。

ビクトリア州政府司法省矯正局のスタッフの話によると、簡易アセスメントの場合は有罪が確定した当日か翌日に裁判所内の面接室においてアセスメント面接を実施しているという。その際に用いられるアセスメントツールは Level of Service Inventory-Revised: Screening Version (以下「LSI-R:SV」という。)である。Level of Service はリスクニーズレスポンスビティ (Risk Needs Responsivity。以下「RNR」という。)原則に基づくアセスメントツールであり、カナダで開発された後世界各地で使用され、ビクトリア州では 2015 年に導入された。導入の背景には、既述のとおり、仮釈放者の重大再犯を受けた社会内処遇制度の大規模改革がある。

フルアセスメントの場合は判決が 6 週間程延期され、その間に成人保護観察所においてアセスメント面接を実施している。その際に用いられるアセスメントツールは Level of Service/Risk Needs Responsivity (以下「LS/RNR」という。)である。

アセスメントツールは RNR 原則に基づくものであるが、アセスメントを実施する保護観察官は動機付け面接法及びグッドライブズモデル (Good Lives Model。以下「GLM」という。)の考え方に基づき面接をすることも求められている (Department of Justice and Regulation 2016)。

件数としては、簡易アセスメントの方が多く、フルアセスメントを求められるのは、比較的重大なケースであるときや複雑なニーズがあるときが多いというが、裁判所の判断によっている。裁判所が得ている情報が少ないためフルアセスメントが求められる場合もあり、必ずしも高リスクの対象者に限っているというわけではないとのことである。なお、ビクトリア州政府成人矯正局の内規では、LSI-R:SV の結果、中リスクから高リスク、低リスクであるが事案が性犯罪、判決が拘禁と社会内処遇命令の場合は、

社会内処遇命令開始後 4 週間以内に LS/RNR によるフルアセスメントを実施することを定めている。

(1) ジャスティスプラン等

本人に知的障害がある場合で善行保持の誓約又は社会内処遇命令を考慮する際、州政府の障害福祉サービス事務所にジャスティスプラン (Justice Plan) が請求される (Sentencing Act s80(1))。ジャスティスプランと併せてクライアントオーバービューレポートも作成される。

ジャスティスプランが作成される目的は、「再犯の可能性を減らすための適切なサービスを特定すること」とされている (Department of Human Services 2009)。プラン内で特定されるサービスは、犯罪行為の減少に関連のあるもので、利用可能なサービスを最大 3 つまで²⁰推奨することとされている (Department of Human Service 2007)。作成期間は裁判官の判断によるが、6 週程度であることが通例であるとされている。裁判所からの請求による場合、ジャスティスプランに同意は不要とされているが、善行保持の誓約又は社会内処遇命令の遵守事項とする場合は、遵守事項への同意が必要となるため、当該同意をもってジャスティスプランに同意したものとみなされる。ジャスティスプランの期間は 2 年以内と定められている (Sentencing Act s80(4))。

ジャスティスプランではなく、裁判所が利用可能なサービスプラン (Plan of available services) を州政府の障害福祉サービス事務所に請求する場合もある。利用可能なサービスプランが作成される目的は、「裁判所に居住型治療期間 (Residential Treatment Facility。以下「RTF」という。)²¹が適切か否かの助言をすること」とされている (Department of Human Services 2009)²²。裁判所が利用可能なサービスプランを請求した

²⁰ 4 つ以上のサービス利用は困難であるという理由による。州政府以外のサービスを利用する場合は、当該サービス提供機関にジャスティスプランで特定される旨の同意を得なければならないとされている。

²¹ 現状、RTF は州政府機関である DFATS (Disability Forensic Assessment and Treatment Service) の集中的居住型治療プログラム (Intensive Residential Treatment Program。以下「IRTP」という。)のみである。

²² RTF の対象は、殺人、傷害、強姦性交、放火等の重大な他害事件を起こし、

場合は、州政府の障害福祉サービス事務所はジャスティスプランか利用可能なサービスプランを裁判所に提出する。RTF が不要とされる場合はジャスティスプランを作成するが、RTF が必要と判断される場合には、DFATS²³へとリファーされ、DFATS がアセスメント及び利用可能なサービスプランの作成を引き継ぐ。RTF の適合性を判断するためのアセスメントには、ARMIDIL0-S (Boer et al 2013) , HCR20 (Webster et al 1997) 等を用い²⁴、他害行為のリスク評価、行動支援計画 (Behaviour Support Plan)²⁵の作成が行われる。これらに加え、知的障害があることの証明書、心理学的評価、犯罪歴、医療情報も添付され、裁判所に提出される。動機づけ面接法の他、リスクニーズレスポシビリティ、グッドライブズモデル、Positive Behavior Support 等の理論モデルに基づき、アセスメントを実施している。作成期間は裁判官の判断によるが、6 週程度であることが通例であるとされている。

知的障害のある者に限定され (Disability Act 2006 s152(1)) , 居住型治療命令 (Residential Treatment Order) , 仮釈放命令 (Parole Order) , 心神喪失・耗弱下の拘禁監督命令 (Custodial Supervision Order under Crimes (Mental Impairment and Unfitness to be Tried) Act 1997) , 刑執行終了後の延長観察命令 (Supervision Order under Serious Sex Offenders (Detention and Supervision) Act 2009) 等の命令を受けた者に限定される (Disability Act 2006 s152(2)) 。RTF は現状 DFATS の IRTP のみであるため、成人男性に限定されている。

²³ DFATS は、知的障害のある犯罪をした者又は犯罪をするリスクが高い者に対して、IRTP の治療施設 (14 床) , コミュニティ内でのアセスメントと治療プログラム (犯罪領域 (性犯罪及び暴力犯罪) 及び犯罪関連領域 (ソーシャルスキル, 感情統制, アルコール, 薬物等) , ポートフィリップ刑務所内での司法省 (後述する SOATS) との合同プログラム (Joint Treatment Program) 等のサービスを提供している。

²⁴ DFATS では、裁判所からのリファーに加えて、刑務所又は社会内処遇下からのリファーも受け付けており、その場合のアセスメントも同様に行われている。緊急性のトリアージを行い、その順番に基づきアセスメントを実施している。

²⁵ 行動支援計画において、IRTP で利用可能なサポート、入所可能日、必要な治療期間 (3 年以上 5 年以下) 等が特定される。IRTP は最終手段に位置付けられるため、より制限の低い治療の選択肢が試されたか否かも特定しなければならない (Disability Act 2006 s152(1)) 。行動支援計画は、保健・対人援助省の上級プラクティショナー (Senior Practitioner) 及びビクトリア州民事裁判所 (Victorian Civil Administrative Tribunal (VCAT)) の承認が必要とされる。VCAT の承認後、Senior Practitioner は行動サポートプランの状況をモニターする責務を負う。

ジャスティスプランが請求されている場合は、州政府の障害福祉サービス事務所の司法福祉ワーカー（Disability Justice Worker）がジャスティスプランを作成した後に、成人保護観察所保護観察官が LSI-R:SV による簡易リスクアセスメントをすることが通例であるという。ジャスティスプランで詳細なアセスメントに必要な情報が聴取できるためであるという。ジャスティスプランの遵守は善行保持の誓約又は社会内処遇命令における遵守事項となり得、遵守事項となった場合はジャスティスプランの遵守が唯一の遵守事項となる。司法福祉ワーカーはジャスティスプランの遵守状況を見守る責務があるが、指導監督の権限はないため、遵守事項違反があった際には、警察官（善行保持の誓約の場合）又は保護観察官（社会内処遇命令の場合）に報告することとなっている。

(ウ) NDIS

ビクトリア州におけるジャスティスプランに言及する上で、オーストラリア全体を取り巻く障害福祉サービスの変化には注視しなければならない。従前、ジャスティスプランで特定されたサービスも含め、障害のある人が障害福祉サービスを利用する際の資金は州政府によって負担されていた。しかしながら、2016年より順次、障害福祉サービス利用に係る公的負担は州政府予算から連邦政府予算へと移行し、障害のある人本人の自己決定により、必要なサービス利用に係る費用を連邦予算で負担するという形に変化している最中である。この仕組みは、National Disability Insurance Scheme（以下「NDIS」という。）と呼ばれ、2019年までに完全移行されることとされている。

ビクトリア州における NDIS 移行の最大の課題は、再犯の可能性を減らすためのサービス利用に係る資金をどのように調達するかという点にある。ビクトリア州では、NDIS 移行前は、ジャスティスプランで特定された再犯の可能性を減らすサービス、例えば、カウンセリングといったものの利用についても、州政府の障害福祉サービスでカバーをされていた。一方、NDIS がカバーするのは、障害福祉に関するサービスに限定され、前述の例で言えば、カウンセリングのためのサービス利用費はカバーしていない。その

ため、ジャスティスプランで特定された再犯の可能性を減らすサービスに係る利用費を今後どのようにカバーされていくべきかが、大きな議論的になっている。NDIS への完全移行自体が未だなされておらず、在り方についても議論が継続中であることから、確たる物を報告することは現時点でできないが、ビクトリア州における知的障害のある者への判決前調査について言及するに当たっては、この動向に注視する必要がある。

(エ) SOATS 及び OBP

Specialised Offender Assessment and Treatment Service (以下「SOATS」という。)は、ビクトリア州政府司法省矯正局 (Corrections Victoria, Department of Justice and Community Safety, Victoria State Government) の機関で、性犯罪又は認知的機能障害のある者に対するアセスメント及び治療プログラムを提供している。性犯罪、認知的機能障害以外の者、代表的には暴力犯罪者に対するアセスメント及び治療プログラムを提供するのは Offender Behaviour Program (以下「OBP」という。) という同じくビクトリア州政府司法省矯正局の機関である。知的障害がある場合は、DFATS がアセスメント及びプログラムを担うところ、SOATS のアセスメント及びプログラムの対象となる認知的機能障害は、境界域の知的障害や後天性脳損傷²⁶になる。

SOATS はメルボルンに 1 箇所しか設置されておらず、ビクトリア州全体を管轄している。OBP はビクトリア州の各地域に 6 箇所設置されている。SOATS のスタッフは、臨床心理士かソーシャルワーカーの資格を有していなければならない。

SOATS, OBP 共に判決後に刑務所又は成人保護観察所にて臨床アセスメン

²⁶ 2007 年 11 月から 2008 年 3 月までにメルボルンアセスメント刑務所 (Melbourne Assessment Prison) に入所し、後天性脳損傷のある男性受刑者 109 名、デームフィリスフロスト刑務所 (Dame Phyllis Frost Centre) に入所し、後天性脳損傷のある女性受刑者 86 名を対象とした調査によると、男性は、薬物 (41.3%)、過剰服薬 (25.7%)、アルコール (24.8%)、女性は、薬物 (61.3%)、過剰服薬 (46.5%)、自殺企図 (24.4%) が主な要因となっており、その他外部損傷 (交通事故等) も含まれる (Arbias Limited & La Trobe University 2010)。

トを実施するものであるが、ごく稀に判決前の臨床アセスメントを請求される場合もある。なお、受刑者は自動的にリファーされるのに対し、社会内処遇下にある者は Rehabilitation and Treatment の遵守事項が付された場合のみであるため、保護観察官のリファーが必要とされている。

SOATS が行うアセスメントはスクリーニングとリスクアセスメントの2段階に分かれている。

スクリーニングは、ケース記録等を見て、詳細なリスクアセスメントが必要か否かを判断している。性犯罪の場合は、Static99 を、暴力犯罪の場合は、VRS-SV (男性) , HCR20 の H スケールのみ (女性) を実施している。

リスクアセスメントにおいては、性犯罪の場合は SVR20 や RSVP, 暴力犯罪の場合は VRS や HCR20-ver2 を使用し、リスクを評価している。リスクに加え、保護的要因を評価するため、SAPROF (Structured Assessment Protective Factors) (de Vogel V et al 2009) も使用しており、これらが標準パッケージとなっている。この他、ケースに応じて、知能検査 (WAIS-IV), サイコパス傾向 (PCL-SV 及び PCL-R), パーソナリティ (PAI), 親密な相手への暴力 (SARA (Spousal Assault Risk Assessment) (Kropp et al 1995)) 等を併用している。

なお、SOATS が提供する性犯罪者プログラムは、弁証法的行動療法の Rational Mind と Emotional Mind から着想を得た “Wise mind - risky Mind” (Sacadalan & Grupta 2014) を採用している。同様のモデルのプログラムに、DFATS が採用している “Old me/New me” (Haaven et al., 1990), ニュージーランドが開発された主に若年者向けの “Good way model” (Anyland & West 2006) があるが、後者2つが二分的であるのに対し、“Wise mind - risky Mind” は Wise mind と risky Mind を連続的にとらえる点が異なる点だとされている (Sacadalan & Grupta 2014) 。

(オ) ARMIDILO-S

The Assessment of Risk and Manageability of Individuals with Developmental and Intellectual Limitations who Offend - Sexually (以

下「ARMIDILO-S」という。)は、境界域から軽度知的障害があり、性加害行為に及んだ者の再犯リスクを特定し、保護的要因を維持するための方策を探るためのアセスメントツールである。Douglas P. Boer, James Haaven. Frank Lambrick, William R. Lindsay, Keith McVilly, Joseph Sakdalan, Matt Frize のチームが開発した。

Static99 や RSVP, SPR20 等のツールよりも予測力が高いと検証されており、対象は 21 歳以上の男性とされている。女性や若年者にも適用され得るが、その評価には十分注意することが求められる。

ARMIDILO-S の最大の特徴は、リスク要因と同時に保護的要因を明らかにすること、Yes か No の二択ではなく、Somewhat のスコアリングを許容していること、個人要因のみならず環境要因にも重きを置いていること等が挙げられる。

実際のアセスメントの手順としては、①静的環境要因、動的環境要因、静的個人要因及び動的個人要因のそれぞれの項目について、リスク要因及び保護的要因を Yes (Y), No (N), Somewhat (S) の 3 種類にスコアリングを行う。②それらの結果から、リスク要因及び保護的要因を Low, Medium, High の 3 段階で評定する。③Static-99 等の関連スケールも評定する。④リスク要因及び保護的要因を勘案した全体評価を行う。となっている。

アセスメントの評価としては、リスク要因が高く保護的要因が低ければ最優先に介入すべきと解釈され、リスク要因が高くとも保護的要因が高ければ、現状維持も可能と解釈される。

ARMIDILO-S は DFATS や後述する ACSO のアセスメントにおいて用いられしており、Disability Justice Worker や DFATS, 後述する SOATS のスタッフ等が受講する、メルボルン大学開講のコース「Advance Practice in Forensic Disability」においても取り上げられている。

(カ) COATS

本人に薬物依存がある場合、判決前の調査としては、社会内処遇命令が付される際又は薬物治療命令が付される際に請求される主に 2 つのパターンが存在している。

社会内処遇命令を付す際の薬物関連の判決前調査として、Australian Community Support Organisation Limited（以下「ACSO」という。）²⁷内のCommunity Offender Advice and Treatment Service（以下「COATS」という。）に請求されるアセスメントがある²⁸。ほとんどのケースが、社会内処遇命令の特別遵守事項として、薬物に関するカウンセリングや治療が付された場合に、判決後、成人保護観察所からCOATSにリファーをし、COATSがアセスメントを実施している²⁹ものであるが、判決前にも裁判所から直接COATSに請求されるケースがある。COATSが行うアセスメントは、ビクトリア州政府保健・対人援助省がTurning Pointと共に開発し、ビクトリア州内の薬物サービス提供機関に使用を定めている自己報告式のスクリーニング（Self-complete initial Screen for Alcohol and Other Drug Problems）、アセスメントツール（AOD Comprehensive Assessment）、必要に応じて自己報告式の質問紙（AUDIT, DUDIT, K10）を使用している。加えて、メンタルヘルス、ギャンブル、家庭内暴力等から成る12のオプションツールの内の1つである、Option Module 12：Forensicも使用している。Option Module 12：Forensicは刑事司法の手下にいる薬物依

²⁷ ACSOは1983年、ビクトリア州メルボルンにおいて元受刑者によって設立された非営利団体である。現在は、350人以上の専門スタッフを擁し、犯罪をした者に対する居宅支援（ハーフウェイハウスの運営も含む）、就労支援、薬物やアルコール、メンタルヘルス、障害に関する社会復帰支援をビクトリア州政府との契約の下に行っている。この他、ニューサウスウェールズ州やクイーンズランド州政府とも、仮釈放者に対する社会復帰プログラムを契約している。この内、ニューサウスウェールズ州政府との契約については、社会的インパクト投資（Social Impact Investment）のスキームが取り入れられている。

²⁸ COATSの役割は、薬物依存の程度、生活環境、成育歴、犯罪歴等を統合的にアセスメントし、ビクトリア州政府保健・対人援助省から必要なサービスを購入し、クライアントを当該サービスにリファーすることである。サービス利用開始までの待機時間が最長8週間に及ぶケースもあるため、その間、最大15セッションのカウンセリングも試行している。判決前、社会内処遇命令が付された者に加え、仮釈放命令が付された者にも同様のサービスを提供している。

²⁹ COATSがアセスメントを実施するのは、LSI-R:SVのリスク評価が中程度から高リスクの対象者に限られる。低リスクの場合は、COATSはアセスメントを実施せず、CHOICESのグループプログラムにリファーする

（Department of Justice and Regulation and Department of Health and Human Services 2018）。

存のあるクライアント（以下「Forensic Client」という。）のために ACSO が開発したツールである。また、治療の動機づけを測定するツールとして、Caraniche³⁰が開発した Melbourne Attitude to Substance, Change and Openness to Treatment Scale (MASCOT)³¹も使用され得る。

COATS が 2016 年 7 月から 2017 年 6 月に受理したケースの内訳は、覚醒剤（メタンフェタミン）46%、アルコール 20%、大麻 17%、ヘロイン 8%、その他 9%となっている（Australian Community Support Organization Limited 2017）。

(キ) ドラッグコート

もう 1 つがドラッグコートにおけるものである。ドラッグコートは治安判事裁判所内に設置され、ビクトリア州では、メルボルン及びダンデノン治安判事裁判所に設置されている。

ビクトリア州におけるドラッグコートの手続は以下のとおりである。①薬物事犯を含む罪で逮捕、起訴された者について、本人の同意を得た上で、ソリシターがドラッグコートの登録窓口申請を行う。②申請後、アセスメントを実施する。③参加が適すると判断された場合は、公判が開かれ、その公判において、2 年以内の拘禁刑と同時に薬物治療命令（Drug Treatment Order）が言い渡され、治療命令を受けている間、拘禁刑が回避される。

薬物治療命令を言い渡す条件には、被告人が罪を認め、性犯罪又は暴力犯罪に該当する事案がなく、薬物依存が認められそれが犯罪行為に関連していること、当該犯罪行為が拘禁刑に相当すること、アセスメントレポートを受理していることが定められている（Sentencing Act 1991 s18Z(1)）。ドラッグコートにおけるプログラムを終了した場合は、拘禁刑の執行が破

³⁰ Caraniche は Forensic Client に対して薬物依存回復プログラムを提供するカウンセリング機関である。公営刑務所でのプログラムに加え、社会内処遇下にいる者に対するプログラムとして、Kick Start プログラム（グループ）、HiROADS（個別・高リスク）プログラムを提供している。

³¹ ただし、MASCOT は信頼性及び妥当性の検証が十分になされていないことから、使用には注意が促されている（Australian Community Support Organisation Limited 2016）。

棄され、プログラムを中断した場合には、拘禁刑が執行される³²。

ドラッグコートが請求する判決前調査は、薬物治療命令アセスメント報告書 (Drug Treatment Order Assessment Report) と呼ばれ、成人保護観察所保護観察官及び裁判所のクリニカルスタッフによって作成される。アセスメントの実施目的は、ドラッグコートの適性を知ること、必要な機関の特定も含めたケースプランを策定すること、プログラムの遵守事項に関する提案を行うこととされている (Sentencing Act 1991 s18ZQ(2))。アセスメント報告書の中身は、年齢、成育歴、医療歴、薬物使用歴、教育歴、職歴、財政状況、過去の裁判所命令の遂行状況、住居、適正な治療プログラム³³に関することとされている (Sentencing Act 1991 s18ZQ(4))。実務においては、保護観察官が薬物治療命令の適合性のアセスメントを行い、クリニカルスタッフが心身の状態に関するアセスメントを行っている。作成期間は2週間である。ドラッグコートの対象となる者は、そのほとんどが未決勾留されているため、拘置施設でアセスメントを行うことが一般的であり、ビデオリンクを用いたアセスメントを行う場合もあるという。

(ク) 精神疾患がある場合 - 心神喪失・耗弱について

本人に精神疾患がある場合、判決前の調査としては、心神喪失・耗弱により公判の適否が問われる際に請求される際又はメンタルヘルスコートにリファーされる際の主に2パターンが存在している。

前述 (2 (2) ウ(エ)) の少年の場合と同様であるが、アセスメントを担うのは裁判所が指定する司法心理士 (Forensic Psychologist) 又精神

³² ビクトリア州を含むオーストラリア東海岸各州 (クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州及びタスマニア州) においては、拘禁刑を言い渡し、プログラムへの参加を遵守事項として当該拘禁刑を猶予する判決形態を採用している。一方、米国を始めとする世界各地及びオーストラリア西海岸各州 (西オーストラリア州及び南オーストラリア州) においては、プログラム参加を条件に判決そのものを猶予している。ドラッグコートが、拘禁刑が選択され得るハイリスク、ハイニーズの薬物使用者を対象としている点は共通している。

³³ プログラムに係る遵守事項には、薬物検査、デトックス、教育的プログラム等の中から本人に適切なプログラムが選定される。

科医である点、拘禁監督命令が選択された場合の拘禁施設がトーマスエンブリング病院 (Thomas Embling Hospital) である点が異なる。

(ケ) メンタルヘルスコートについて

ビクトリア州におけるメンタルヘルスコートは、Assessment and Referral Court List (以下「ARC List」という。) と呼ばれ、治安判事裁判所内に設置されている。ビクトリア州では、メルボルン治安判事裁判所を始め、5箇所の治安判事裁判所に設置されている。2010年に4年間のパイロット事業として試験運用され、その後の効果検証を経て本格運用されている。

ARC Listの対象となる者は、①精神疾患、知的障害、後天性脳損傷、自閉症スペクトラム障害、神経学的障害のうち1つ以上の診断があり(診断基準)、②当該障害が、セルフケア、セルフマネジメント、社会的相互作用、コミュニケーションのうち1つ以上機能を弱めている原因でなければならず(機能基準)、③心理アセスメント、福祉サービス、保健サービス、精神保健サービス、障害サービス、薬物・アルコール治療サービス、住居支援、その他再犯リスクを減らすサービスのうち1つ以上のサービスを受けることが本人の利益とならなければならない(ニーズ基準)、とされている(Magistrates' Court Act 1989 s4T)。

ARC Listの申請は、本人や弁護人のみならず、警察官、治安判事、サポートワーカー、家族や友人からもなされる。被告人は保釈されていなければならない、後述する裁判所統合サービスプログラム(Court Integrated Services Program)からリファーされるケースも多いという。申請には本人の同意が必要とされている。起訴後、罪状認否の答弁を行う前であればいつでも申請でき、申請後、臨床アセスメントのために公判手続を延期することができる(Magistrates' Court Act 1989 s4V(1))。アセスメントを行う目的は、被告人のニーズを特定し、個別支援計画(Individual Support Plan)を作成することであり(Magistrates' Court Act 1989 s4V(1))、ARCケースマネージャーがアセスメントを行う。

個別支援計画の内容を検討するための公判期日は予め定められ

(Magistrates' Court Act 1989 s4V(2)) , 当該公判において、必要に応じて修正を加えた上で個別支援計画を承認し、保釈条件又は他の遵守事項を決定する (Magistrates' Court Act 1989 s4V(3)) 。個別支援計画の承認前に罪状認否の答弁が必要とされ (Magistrates' Court Act 1989 s4V(5)) ³⁴ , 本人が罪を認めた場合は、個別支援計画の終了時に ARC List で判決を言い渡し、本人が無罪を主張した場合は、通常の裁判手続に戻される。

個別支援計画が裁判所に認められた後、当該計画の実施のため 12 月を上限に公判手続を延期することができ (Magistrates' Court Act 1989 s4V(4)) , この間に計画で定められたプログラムを受けながら、毎月 ARC List で治安判事によるモニタリングを受けることとなる。個別支援計画を完了したことが判決の材料となり、多くは善行保持の誓約又は社会内処遇命令といった判決がなされる。拘禁刑に相当する場合も、社会での治療継続のため拘禁刑を回避する目的も内包しているという。なお、個別支援計画を完了できなかった場合は、通常の裁判手続に戻り、完了できなかった点を不利に扱ってはならないとされている (Magistrates' Court Act 1989 s4Y(6)) 。

(ロ) 裁判所統合サービスプログラムについて

裁判所統合サービスプログラム (Court Integrated Services Program, 以下「CISP」という。) は、保釈プログラムであり、メルボルン治安判事裁判所を始め、ビクトリア州内 18 箇所の治安判事裁判所で実施されている。

プログラムの目的は、「サービスへのアクセスをサポートすることで再犯のリスクを減らすこと」である。4 月を上限とするプログラムで、CISP ケースマネジャーによる治療機関等へのリファーとケースマネジメントを行っている。

³⁴ 2013 年の改正時に追加された条項。それ以前は、罪状認否の答弁そのものを個別支援計画実施中延期していたが、この点が問題視され、改正に至ったという。

CISP の対象となるのは、①起訴されていること、②CISP への参加に同意していること、③身体、精神又は知的障害、後天性脳損傷、薬物やアルコール、家庭内暴力、ホームレスといった課題があること、とされている。召喚状の交付を受けている者、保釈されている者、保釈されるまで未決勾留されている者が含まれる。

CISP の申請は、本人や弁護人のみならず、警察官、治安判事、サポートワーカー、家族や友人からもなされる。起訴後、判決が言い渡されるまでの間であればいつでも申請でき、罪状認否の答弁は必要とされない。

申請後、CISP ケースマネジャーがアセスメントを実施し、本人のニーズを特定しケースマネジメントプランを作成する。未決勾留されている場合は、ビデオリンクを使用してアセスメントを実施している。

CISP への参加が適当と判断された参加者は、CISP への参加が保釈条件となり、ケースマネジメントプランに沿い、コミュニティでのサポートプログラムへの参加、毎月裁判所に出廷して治安判事のモニタリングを受けることが求められる。CISP ケースマネジャーはコミュニティでのプログラム状況を把握し、状況報告書を裁判所に提出している。

CISP を終了しことが判決の材料となり、多くは善行保持の誓約又は社会内処遇命令といった判決がなされ、社会内での治療継続が目指される。中断しても、通常の裁判手続に戻り、CISP 参加が保釈条件から外される。CISP 中断を理由に保釈が取り消されることは極めて少ないという。

(4) 若年犯罪者である場合

前記のとおり、ビクトリア州の判決法下では、若年犯罪者の拘禁刑を成人刑務所ではなく少年院で執行することを可能とするデュアルトラックシステム (Dual Track System) という独自の仕組みが存在しており (Sentencing Act 1991 s32) 、判決時 18 歳から 20 歳までの若年犯罪者を少年院に送致する (Youth Justice Centre Order 又は Youth Residential Order) 際には、判決前調査を請求しなければならないと規定されている (Sentencing Act 1991 s8A(2)) 。

若年犯罪者を少年院に送致することを考慮する際には、少年司法 (Youth

Justice) に判決前調査が請求される。若年犯罪者の社会復帰に資し、若年犯罪者が未成熟で成人刑務所で悪影響を受けると判断するときに決定するとされている (Sentencing Act 1991 s32(1)) 。

少年院送致の他に社会内処遇命令も考慮する場合³⁵には、同時に成人保護観察所にも判決前調査が請求される。

若年犯罪者に対する判決前調査は、少年司法におけるスキームと異なり、成人裁判所 (治安判事裁判所, 州高等裁判所及び州最高裁判所) に常駐している少年保護観察所保護観察官によって行われる。このサービスは、Youth Justice Court Advice Service (以下「YJCAS」という。) と呼ばれている。

YJCAS の業務に、保釈された若年犯罪者に対する監督や支援が含まれている。この場合、少年司法の指導に従うことを保釈中に遵守事項として課すため、これに基づき YJCAS の保護観察官が関わることとなる。保釈中の監督・支援が求められるケースの多くは判決前調査が伴うので、保釈中の関りから判決前調査報告書作成に必要な情報を収集している。

判決前調査報告書とは別に、保釈中の行状や行動変化などは、状況報告 (progress report) として裁判所に報告され、行状が改善されていれば少年院送致が社会内処遇命令に緩和されるため、この場合は成人保護観察所に判決前調査が請求される。

(シ) 近隣司法センターに係属の場合

最後に、ビクトリア州において特徴的な機関である近隣司法センター (Neighbourhood Justice Centre (以下「NJC」という。)) についても言及したい。

NJC は、治安判事裁判所³⁶、コミュニティセンター、法律相談所、精神保健

³⁵ ビクトリア州の判決体系 (Sentencing Hierarchy) では、若年犯罪者の少年院送致の方が社会内処遇命令よりもより厳しい判決と位置付けられている (Freiberg & Ross 1999)

³⁶ 治安判事裁判所に加え、少年裁判所 (Children's Court), 先住民裁判所 (Koori Court), 被害者支援法廷 (Victims of Crime Assistance Tribunal), 民事法廷 (Victorian Civil and Administrative Tribunal) も月に1回程度開かれている。

福祉センター、成人保護観察所³⁷等が一つの組織を形成する統合的サービスモデルを採用したセンターである。裁判所、社会内処遇、コミュニティサービス等が一か所に凝縮されている点に大きな特徴があり、アメリカ、オランダ、オーストラリアにしか存在していないという。オーストラリアでは、ビクトリア州に一か所のみ存在している。2007年に3年間のパイロット事業として設立し、効果検証³⁸を経て、継続事業となっている。

NJCの保護観察官は、他の成人保護観察所と同様に、判決前調査、社会内処遇下（社会内処遇命令又は仮釈放命令）にある者に対する処遇を行っている。加えて、NJCの保護観察固有の役割として、社会内処遇期間を終了した者に対する任意のアフターケア、地域住民の紛争解決や犯罪予防活動、被害者支援も行っている。

治安判事の関わり方にも特徴があり、“one court, one magistrate model”を採用し、一人の治安判事が一貫して本人に関わり、判決後も8週間に1度の頻度で、非公開法廷にて、家族や保護観察官等と共に社会内処遇の状況をレビューするNJC’s Court Reviewも行っている³⁹。また、治安判事の席が低い、被告人がバーテーブルに座る、法廷に窓を設ける等、治療的・開放的な法廷を整備している点も特徴的である。

NJCが行う判決前調査は、他の治安判事裁判所及び成人保護観察所で行われているものと原則的には同様である。異なる点としては、①裁判所に事件が係属する前から判決前調査に着手できること（ただし、自己リファーしたケースに限られる）、②フルアセスメントの期間が4週間であること、③社会内処遇命令の適合性のみならず、裁判所が認知していない被告

³⁷ メルボルン中心地からやや外れた Yarra 地域（Fitzroy, Richmond, Carlton North）居住者に限定されるが、上記地域以外からの自己リファーも可能。ただし、コミュニティセンターの役割も担っていることから性犯罪者は除外される。

³⁸ 社会内処遇命令中の遵守事項違反が、ビクトリア州全体で60%であったのに対し、NJCに係属したケースは23%であったこと、サポート終了後の18月後の追跡調査で、他の裁判所に係属したケースは41%が再犯したのに対し、NJCに係属したケースは34%であったこと、等からNJCの事業は効果があると結論付けている。

³⁹ NJC’s Court Reviewが先駆けとなり、ビクトリア州内の治安判事裁判所、高等裁判所においても、Judicial Monitoringを導入している。Judicial Monitoringは社会内処遇命令の遵守事項の一つとなっている。

人が解決すべき課題も報告し、当該課題が解決されるまで有罪答弁や判決を延期することを進言できること、④保護観察官も判決に同席し、判決後の早期介入を実現していること、が挙げられる。

(4) ニューサウスウェールズ州の判決前調査について

詳細な調査までは至っていないが、調査できた範囲で、他州の状況についても簡単に触れておきたい。

ア ニューサウスウェールズ州の少年司法における判決前調査

ニューサウスウェールズ州の少年裁判所 (Children's Court) での主な判決は、善行保持の誓約 (Good behaviour bond) , 罰金, 社会奉仕命令 (Community Service order) , 保護観察 (Probation) , 少年院送致の執行猶予 (Suspended Sentence) , 少年院送致 (Control Order) である。少年院からの仮釈放 (Parole Order) は少年裁判所が決定している。

判決前調査報告書 (pre-sentence report) は少年保護観察所 (Juvenile Justice Community Office) に請求され、少年院送致を考慮する場合は必ず請求され、その他の命令において特段の定めはないが、社会内処遇やカンファレンス (Youth Justice Conference) が考慮される場合、ほとんどのケースにおいて請求されているという。作成期間は、未決勾留の場合は2週間、保釈等在宅の場合は6週間となっている。調査項目は、①犯罪歴、②家庭環境、③学校/仕事、④交友関係、⑤薬物使用歴、⑥余暇活動、⑦パーソナリティ/行動、⑧態度/信念であり、本人の強みや保護的要因を考慮するようアセスメントガイドに明記されている。これに加えて、障害やメンタルヘルスのスクリーニング項目も設けられている。これらの結果を基に、YLS/CMI によるリスク評価を行っている。

イ ニューサウスウェールズ州の成人司法における判決前調査

ニューサウスウェールズ州の成人裁判は、地方裁判所 (Local Court) , 州高等裁判所 (District Court) , 州最高裁判所 (Supreme Court) のいずれかで審理され、90%以上が地方裁判所で審理される。

2017年に刑事訴訟法 (Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999。以下

「CSPA」という。)が改正、翌2018年9月から施行となった。主な変更内容は、自宅拘禁命令(Home Detention Order)を廃止し遵守事項の一つとしたこと、社会内処遇命令(Community Correction Order)を新設したこと、執行猶予を廃止したこと、社会内処遇に関する命令において保護観察官(Community Correction Officer)による指導監督の遵守事項を増やしたこと、等が挙げられる。

現在のニューサウスウェールズ州の成人裁判における判決を大別すると、条件付釈放命令(Conditional release order)、罰金、社会内処遇命令(Community Correction Order)、集中観察命令(Intensive Correction Order)、ドラッグコート命令(Drug Court Order)、拘禁刑(Imprisonment)がある。成人刑務所からの仮釈放は、刑期3年以上の刑の場合は、州仮釈放委員会(State Parole Authority)の審理により決定し、仮釈放命令(Parole Order)を本人に言い渡している。刑期3年未満の場合は、判決時に定められた期間(non-parole period)経過後に自動的に仮釈放となる。

また、重大な性犯罪、重大な暴力犯罪又はテロ行為をした者で、刑執行終了時においても社会にとって著しいリスクがあると認められる場合には、刑執行終了後に継続拘禁命令(Continuing Detention Order)や延長観察命令(Extended Supervision Order)が付される場合がある。前者は州最高裁判所により、後者は州高等裁判所により命令される。

法改正前は、判決前調査報告書(Pre-sentence Report)、コミュニティアセスメント報告書(Community Assessment Report)、集中観察命令アセスメント報告書(ICO assessment report)、自宅拘禁報告書(Home Detention Report)と目的ごとに分かれていた判決前調査報告書を、刑事訴訟法改正により、「判決アセスメント報告書(Sentencing Assessment Report)」に一本化している。判決アセスメントの目的は「裁判所が適切な判決及び遵守事項を決定することを補助すること」とされている(CSPA D4B)。Level of Service Inventory-Revised(以下「LSI-R」という。)をリスクアセスメントツールとして適用し、家庭環境、教育・仕事、犯罪歴、犯罪に対する態度、物質乱用、財政状況、メンタルヘルス、プログラムへの参加意思等に関する調査を行っている。保護観察官による指導監督、社会奉仕活動

(Community Work) , 自宅拘禁等の遵守事項を付すことが適当か否かに関するアセスメントを主眼としており, 集中観察命令を考慮する際, 社会奉仕活動又は自宅拘禁の遵守事項を付する際には必ずアセスメントを請求しなければならないとされている (CSPA s17C) 。請求される場合は6週間判決が猶予され, 成人保護観察所 (Community Corrections Office) にてアセスメントが行われる。

(5) クイーンズランド州の判決前調査について

ア クイーンズランド州の少年司法における判決前調査

クイーンズランド州の少年裁判所 (Children' s Court) ⁴⁰での主な判決は, 善行保持命令 (Good behaviour order) , 罰金, 落書消し命令 (Graffiti removal order) , 社会奉仕命令 (Community Service order) , 保護観察命令 (Probation Order) , 集中観察命令 (Intensive Supervision Order) , 少年院送致の執行猶予 (Conditional release order) , 少年院送致 (Detention order) である。少年院からの仮釈放 (Supervised Release Order) は少年裁判所が決定している。

判決前調査報告書 (pre-sentence report) は少年保護観察所 (Youth Justice Centre) に請求され, 少年院送致, 執行猶予, 集中観察命令を考慮する場合は必ず請求される⁴¹。作成期間は, 可能な限り早く, ただし2週間はかけてよいとされている。犯罪の状況や考えられる要因, 少年の態度, 社会内処遇や少年院送致が付された際の賛成意見や反対意見, 適正な社会復帰プログラム等を記載することとされている。

イ クイーンズランド州の成人司法における判決前調査

クイーンズランド州の成人裁判は, 治安判事裁判所 (Magistrates'

⁴⁰ ビクトリア州及びニューサウスウェールズ州と異なり, クイーンズランド州の少年裁判所は, 独立しておらず, 成人裁判所 (Magistrates' Court, District Court, Supreme Court) の中に設置されている。

⁴¹ 今回の調査では, クイーンズランド州の少年保護観察所保護観察官へのヒアリングは叶わなかったため, 例えば, 保護観察命令等の場合にどの程度請求されているかについては確認できていない。

Court) , 州高等裁判所 (District Court) , 州最高裁判所 (Supreme Court) のいずれかで審理され, 95%以上が治安判事裁判所で審理される。

クイーンズランド州の成人裁判における判決を大別すると, 善行保持の誓約 (Good behaviour bond) , 罰金, 落書消し命令 (Graffiti removal order) , 社会奉仕命令 (Community service order) , 保護観察命令 (Probation Order) , 集中観察命令 (Intensive correction order) , 執行猶予 (Suspended Sentence of Imprisonment) , 懲役刑と保護観察命令 (Combined Prison and Probation Order) , 薬物アルコール治療命令 (Drug and Alcohol Treatment Order) , 拘禁刑 (Imprisonment) がある。成人刑務所からの仮釈放は, 刑期 3 年以上の刑, 性犯罪又は重大な暴力犯罪の場合は, 仮釈放委員会 (Parole Board) の審理により決定し, 仮釈放命令 (Parole Order) を本人に言い渡している。刑期 3 年未満の場合 (性犯罪及び重大な暴力犯罪を除く。) は, 判決時に仮釈放日も言い渡す。

また, 重大な性犯罪者で, 刑執行終了時においても社会にとって著しいリスクがあると認められる場合には, 刑執行終了後に継続拘禁命令 (Continued Detention Order) や継続観察命令 (Continued Supervision Order) が州最高裁判所より付される場合がある。

判決前調査報告書 (Pre-sentence Report) の目的は「裁判所が社会内処遇の適合性を知ること」とされている (Department of Justice and Attorney-General 2010) 。特定のリスクアセスメントツールは使用せず, RNR 原則に基づく 8 つの項目 (反社会行動歴, パーソナリティ, 家庭環境, 教育・仕事, 余暇活動, 物質使用, 態度, 不良交友) について調査をし⁴², 社会内処遇の適否, 遵守事項に関する意見を付して作成される。

判決前調査は裁判所から成人保護観察所 (Probation and Parole Office) に書面で通知され, 28 日以内に作成することとされている (Corrective Service Act 2006 s344) 。公式要請されるケースは裁判所が詳細なアセスメントを必要と考えるケースに限定され, 件数としては少ないという。

⁴² 判決後は, Risk of Re-offending – Probation and Parole Version 及び Initial Risk Need Assessment Probation and Parole Version によるリスク評価が行われている。

実務上ほとんどのケースにおいては、成人保護観察所が被告人の背景事情や社会内処遇の適否等を簡単に口頭で報告する仕組みになっている⁴³。

なお、クイーンズランド州においては、仮釈放者の重大再犯事件を受けて、社会内処遇制度の改革に着手している最中とのことであり、これらのスキームは今後改正される見込みである。

3 総括

以上、オーストラリア連邦ビクトリア州における判決前調査の現状について概観し、補足的にニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州の現状についても言及した。

3州共に共通していることは、少年においては少年院送致に関する意見を述べるものとして、成人においては社会内処遇に関する意見を述べるものとして位置づけられ、特定の命令や遵守事項、特により制約の大きいものを付す際の処遇効果や悪影響を考慮する材料とされていることが言える。一方、判決前調査報告書は裁判所が考慮する一材料に過ぎないという共通理解も浸透している。

判決前アセスメントにおいては、本人のリスクレベルを評価することがベースに置かれているものの、グッドライブズモデルの考え方も広く浸透しており、本人の強みや目標、保護的要因にも着目すべきとの考え方が根付いている点は特徴的と言える。

ニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州については調査が不十分であるためその存否は明言できないものの、ビクトリア州においては、メインストリームの判決前アセスメントに加え、特別なニーズがあるコホート、具体的には障害のある者、若年成人、物質依存のある者、精神疾患のある者等に対するアセスメント手続や専門法廷も整備されており、判決前から判決後まで個別ニーズに対応した処遇が可能となっている。一方、障害福祉制度の変化に伴う司法福祉が直面する資金問題、重大事件等の影響に伴う厳罰化

⁴³ 今回ヒアリングを実施したサウスポート家庭内暴力裁判所（Specialist Domestic and Family Violence Court）においては、専門法廷でのカンファレンスや法廷陪席に加え、通常治安判事での判決前調査に従事し、治安判事に口頭で報告しているとのことであった。

等の課題は存在しており，研究者や実務家の間で近年の政策の転換を疑問視する声も少なくないという。

日本での判決前調査導入可能性を考える際に，オーストラリアでの現状と課題を踏まえていくつかの示唆について言及したい。

オーストラリアでは，事実認定手続と判決手続が二分されており，判決前調査が行われるのは有罪が確定したものに限定される。否認事件であっても有罪認定されれば，その後判決前調査が請求され得る。一方，日本は事実認定手続と判決手続は二分されておらず，判決前調査を導入するとした場合に，公判のどの時点で請求すべきかが論点となろう。特に否認事件についてはその取扱いが大きな争点となり得る。

判決前調査は証拠の1つという位置づけであり，報告書内での意見が判決において必ずしも採用されるわけではないが，保護観察官が本人のリスクや強み，課題や目標を判決前から把握できること，関係が事前に築けることがメリットとして挙げられる。

また，ダイバージョンまで広げて見ると，保釈時，判決前の多くの取組みがオーストラリアでは導入されている。少年であったり，薬物依存や精神疾患，障害のある人，先住民であったりと特別なニーズがある者が主な対象となっており，一定の効果を挙げている。少年においては，保護観察官や警察官が関与し，刑事司法の手続からダイバートし，前科が記録されることを回避することで社会復帰を目指す目的が大きい。一方，成人においては拘禁を回避することで社会内での治療プログラムを試みる目的に重きが置かれている。成人司法におけるダイバージョンの担い手は，保護観察官ではなく，裁判所のケースワーカーであることが多いが，ダイバージョンでの成果を踏まえて拘禁刑ではなく社会内処遇が選択されることが多いため，保護観察官との関わりは密接と言え，シームレスな支援を実施していくことが重要と言える。日本での導入可能性を議論するに当たっては，判決前調査と同様に刑事司法のどの手続において導入すべきか，その際の支援の担い手をどのように担保するかが課題となる。類似のスキームとして現状一部の庁で導入されている入口支援は，更生緊急保護の枠組みで行われているため，終局処分がなされた者に保護観察官が支援をしているという点には疑いようがないが，終

局処分がなされる前の支援を導入するに当たっては当然に担い手と刑事司法手続における位置づけが課題となる。

オーストラリアにおける制度を日本にそのまま導入することは刑事司法手続の違い等により不可能であるが、リスクを基盤とした保護的要因をも含めた包括的なアセスメントを実施していくこと、リスク回避型ではなく目標接近型のアセスメントや処遇を展開していくといった点は特に参考にすべきものと考えられ、オーストラリアを始めとする海外の知見を取り入れた日本モデルを再考していくことが重要だと思われる。

4 参考文献

Andrew, D.A, & Bonta, J. 2003 The psychology of criminal conduct, Cincinnati, OH : Anderson Publishing Co.

Anyland, L., & West, B. 2006 The Good Way model : A strength-based approach for working with young people, especially those with intellectual disabilities, who have sexually abusive behaviour, Journal of Sexual Aggression, 12, 189-201

Australian Bureau of Statistics <https://www.abs.gov.au/>

Australian Community Support Organisation Limited 2016 Working with Forensic Clients - Alcohol and Other Drug Assessment Guide

Australian Community Support Organisation Limited 2017 Annual Report 2016-17

Arbias Limited & La Trobe University 2010 Acquired Brain Injury Screening, Identification & Validation in the Victorian Correctional System

Boer, D, Haaven, J., Lamrick, F. Lindsay, W.R., McVilly, K.R., Frize, M., & Sakdalan, J. (2013) The Assessment of Risk and Managibility of Individuals with Developmental and Intellectual Limitations who Offend - Sexually (ARMIDILO-S), <http://www.armidilo.net/>

Children, Youth and Family Act 2005 (Victoria)

Corrections Victoria website at <https://www.corrections.vic.gov.au>

Corrective Services New South Wales website at
<https://www.correciveservices.justice.nsw.gov.au>

Corrective Service Act 2006 (Queensland)

Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999 (New South Wales)

de Vogel V, de Ruiter C, Bouman Y, de Vries Robee M 2009 Guidelines
for the assessment of protective factors for violence risk. English version.
Utrecht Forum Educatief

Department of Human Services (Victoria) 2007, “Criminal Justice
Practice Manual”

Department of Human Services (Victoria) 2008, “Protocol between
Corrections Victoria, Department of Justice and Disability Services”

Department of Human Services (Victoria) 2009, “Protocol between
Disability Services and Youth Justice and guidelines for workers”

Department of Justice and Attorney-General (Queensland) 2010 A Legal
Guide to Probation & Parole version5

Department of Justice and Regulation (Victoria) 2017, “Adult Parole
Board Annual Report 2016-17”

Department of Justice and Regulation (Victoria) 2018, “Youth Parole
Board Annual Report 2017-18”

Department of Justice and Regulation (Victoria) 2016 Offender
Management Framework - Achieving the balance

Department of Justice and Regulation and Department of Health and Human
Services (Victoria) 2018 Forensic Alcohol and Other Drugs Treatment Service
Delivery Model

Disability Act 2006 (Victoria)

Freiberg, A & Ross, S 1999, Sentencing reform and Penal Change :
Victorian experience, Australian Studies in Criminology, The Federation
Press, Sydney

Haaven, J., Little, R., & Petre-Miller, D. 1990 Training intellectually
disabled sex offenders : A model residential programme. Overwell, VT : The

Safer Society Press

Hoge R. D., & Andrews D. A. 2002 Youth Level of Service/Case Management Inventory : YLS/CMI. Toronto Canada : Multi Health System

Josef Allan Sacadalan & Rajan Grupta 2014 Wise mind - risky Mind A reconceptualisation of dialectical behaviour therapy concepts and its application to sexual offender treatment, Journal of Sexual Aggression, 20(1), 110-120

Juvenile Justice (New South Wales) at <https://www.juvenile.justice.nsw.gov.au>

Kathleen Daly and Rick Sarre "Criminal Justice System : Aims and processes" ,Crime and Justice - A Guide to Criminology - Fifth Edition by Darren Palmer, Willem de Lint and Derek Dalton

Kathy Taylor 2013 「オーストラリア・ビクトリア州・障害サービス局によるクライアント・オーバービュー・レポートとジャスティスプランについて」 (森久智江訳) 龍谷大学矯正・保護総合センター 研究年報第3号 pp20-30

Kropp, P.R., Hart, S.D., Webster, C.D. 1995 Manual for the Sossal Assault Risk Assessment Guide (2nd edition). British Columbia : The British Columbia Institute of Family Violence

Legal Aid Queensland 2014 Criminal Law Duty Lawyer Handbook 6th Edition Magistrates' Court Act 1989 (Victoria)

Magistrates' Court of Victoria website at <https://www.mcv.vic.gov.au>

水藤昌彦 (2014) 「犯罪行為者処遇における刑事司法と福祉の連携のあり方についての国際比較 - オーストラリアとの比較において - 」犯罪社会学研究 第39号 pp37-53

水藤昌彦 (2018) 「障害福祉と刑事司法の連携 - 障害のある犯罪行為者への地域生活支援の国際比較 - 」社会保障研究 vol2 no.4 pp525-539

森久智江 (2009) 「障害のある犯罪行為者 (Justice Client) に対する刑事司法手続についての一考察」 立命館法学 928(2352)-955(2379)

Queensland Corrective Services website at <https://www.corrections.qld.gov.au>

Sentencing Act 1991 (Victoria)

Sentencing Advisory Council (Victoria) website at
<https://www.sentencingcouncil.vic.gov.au>

Supreme Court of Victoria 2014a Boulton V The Queen ; Clements v The Queen ; Fitzgerald v The Queen 2014 VSCA 342

Supreme Court of Victoria 2014b Community Correction Orders :
Guidelines for Sentencing Courts

Youth Justice (Victoria) website at
<https://www.justice.vic.gov.au/justice-system/youth-justice/>

Ward T. & Stewart, C. A. 2003 Criminogenic needs and human needs : A theoretical model. Psychology, Crime & Law, 9(2), 125-143

Webster CD, Douglas KS, Evans D, Hart SD 1997 HCR-20. Assessing the risk of violence Version 2. Burnaby : Mental Health, Law, and Policy Institute, Simon Fraser University

5 付録

付録として、ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州の判決前調査（表1）、少年司法判決（表2）及び成人司法判決（表3）の比較表を記した。

各州とも、一般的な社会復帰プログラム、性犯罪者プログラム、暴力事犯者プログラム及び薬物事犯者プログラムを実施しており、ビクトリア州では加えて放火事犯者プログラムも実施している。

表1 3州の判決前調査の比較

		ビクトリア州	ニューサウスウェールズ州	クイーンズランド州
少年	必須要件	少年院送致を検討するとき、少年に知的障害があるときは必ず。	少年院送致を検討するときは必ず。	少年院送致、執行猶予又は集中観察命令を検討するときは必ず。
	作成	6週間	2週間（未決勾留）又は6	可能な限り早く（2週間は

	期間		週間（保釈等在宅）	かけてよい)
	アセスメントツール	定めなし	YLS/CMI	定めなし
成人	必須要件	社会内処遇命令又は少年院送致を検討するとき、電子監視の遵守事項を検討するときは必ず。	集中観察命令を検討するとき、社会奉仕活動又は自宅拘禁の遵守事項を検討するときは必ず。	定めなし
	作成期間	1日又は6週間	6週間	4週間
	アセスメントツール	LSI-R:SV（1日の場合）又はLS/RNR（6週間の場合）その他、ジャスティスプラン（知的障害）、性犯罪、薬物等のアセスメントも有。	LSI-R	定めなし

表2 3州の少年司法判決の比較

	ビクトリア州	ニューサウスウェールズ州	クイーンズランド州
善行保持の誓約	Good behaviour bond 通常1年。遵守事項（善行保持、保証金の納付、その他裁判所からの指示）が付される。前歴が残らない。指導監督はない。	Good behaviour bond) 遵守事項（善行保持、少年司法による監督、通学）が付される。前歴にならない。	Good bahaviour order 1年間。
罰金	有	有	有

社会奉仕命令	遵守事項の1つ。	Community Service order 16歳未満は100時間以内。 16歳以上は250時間以内。 保護観察官の指導監督も付される。	Graffiti removal order 20時間以内。1年以内。12歳以上。
			Community Service Order 20時間以上200時間以内。 1年以内。13歳以上。本人の同意が必要。
社会内処遇命令	Probation Order 通常1年以内。懲役10年以上の法定刑の罪、2つ以上の罪の場合は1年半以内。	Probation	Probation Order 2年以内。重大事件の場合は3年以内。
	Youth supervision order 通常1年以内。懲役10年以上の法定刑の罪、2つ以上の罪の場合は1年半以内。		
	Youth attendance order 判決時15歳以上。1年以内。		Intensive supervision order 6月以内。13歳以下。
	Youth control order 1年以内。21歳を超えてはいけない。期間の前半は毎月裁判所でレビューを受けなければならない。		
仮釈放	Parole Order Youth Parole Boardが決定。	Parole Order Children's Courtが決定。	Supervised release order 期間の50-70%で釈放。 Children's Courtが決定。
執行猶予	-	Suspended Sentence	Conditional release order 最長3月間のプログラムへの参加を条件に少年院送致を猶。

少年 院送 致	<p>Youth Residential Centre Order</p> <p>判決時 15 歳未満。期間は 1 年（犯罪が 1 つ）又は 2 年（犯罪が 2 つ以上）以内。デュアルトラックの場合は、2 年（治安判事裁判所）又は 3 年以内（州裁判所又は州最高裁判所）。</p>	<p>Control Order</p> <p>2 年（犯罪が 1 つ）又は 3 年（犯罪が 2 つ以上）以内。</p>	<p>Detention order</p>
	<p>Youth Justice Centre Order</p> <p>判決時 15 歳以上 20 歳以下。期間は 2 年（犯罪が 1 つ）又は 3 年（犯罪が 2 つ以上）以内。デュアルトラックの場合も、2 年（治安判事裁判所）又は 3 年以内（州裁判所又は州最高裁判所）。</p>		

表 3 3 州の成人司法判決の比較

	ビクトリア州	ニューサウスウェールズ州	クイーンズランド州
善行保持の誓約	<p>Adjournment undertaking</p> <p>遵守事項が付される。指導監督はない。</p>	<p>Conditional Release Order</p> <p>2 年以内。遵守事項（飲酒薬物の禁止、プログラム等の参加）、保護観察官の指導監督が付されるケースもある。</p>	<p>Good behaviour bond</p> <p>3 年以内。遵守事項（ドラッグアセスメントやプログラムへの参加等）が付されるケースもある。保証金を納付。犯歴には残らない。</p>
罰金	有	有	有

社会奉仕命令	遵守事項の1つ。600時間以内。Community Correction Orderのみ。	遵守事項の1つ。500時間以内。Community Correction Order, Intensive Correction Orderのみ。	Graffiti removal order 40時間, 1年以内。
			Community service order 40時間以上40時間以内。 1年以内。
社会内処遇命令	Community Correction Order 2年(1つの犯罪), 4年(2つの犯罪)又は5年以内(3つ以上の犯罪)。最初の6月はIntensive Compliance Period。遵守事項違反そのものが3月以内の拘禁刑となる。殺人等は適用不可。	Community Correction Order 3年以内。保護観察官の指導監督が付されない場合もある。	保護観察命令(Probation Order) 6月以上3年以内。本人の同意が必要。
		Intensive Correction Order 2年以内の拘禁刑を社会の中で執行。必ず保護観察官の指導監督を受ける。自宅拘禁, 電子監視, 門限, コミュニティワークの遵守事項を付することができる。裁判所が社会の安全を考慮する場合のみ。殺人, 強盗, テロ, 性暴力, 子供性犯罪は適用不可。	Intensive correction order 1年間の拘禁刑を社会内で執行。週2回保護観察官に会うこと, プログラムに参加すること等の遵守事項が付される。遵守事項違反があった場合, 裁判所が取消しをし, 残期間の拘禁刑を刑務所で執行。
執行猶予	廃止	廃止	Suspended sentence of imprisonment) 5年以下の拘禁刑の全部又は一部を猶予。

ドラッグコー ト	Drug Treatment Order 2年以内の拘禁刑を回復プログラムを受けることで猶予。性犯罪、暴力犯罪は除外。	Drug Court Order 性犯罪、暴力犯罪、営利目的は除外。	Drug and Alcohol Treatment Order 4年以内の拘禁刑を2年間の回復プログラムを受けることで猶予。性犯罪は除外。
拘禁刑に引き 続く社会内処 遇	Community Correction Orders and Imprisonment) 拘禁が1年以内又は放火の場合。拘禁刑と社会内処遇命令の通算期間は5年以内。	-	Combined prison and probation order 拘禁刑が1年未満の場合に拘禁刑に続いて9月以上3年以下の保護観察命令を付すことができる。
仮釈放	刑期1年未満の場合は執行の日から、刑期1年以上の場合は判決時に定められた期間 (non-parole period) 経過後に仮釈放委員会に申請し、決定する。遵守事項違反そのものが3月以内の拘禁刑となる。	刑期3年未満の場合、判決時に定められた期間 (non-parole period) 経過後に自動的に仮釈放となる。刑期3年以上の場合、仮釈放委員会が non-parole period 到来の3月前に決定。仮釈放中の保護観察官の指導監督が必須になった、	刑期3年未満 (性犯罪又は重大な暴力犯罪を除く) の場合、判決時に仮釈放日も指定される (Court ordered parole)。刑期3年以上又は性犯罪、重大な暴力犯罪の場合、判決時に定められた仮釈放可能日 (parole eligible date) 経過後に、仮釈放委員会に申請し、決定する。
刑執行終了後	Detention Order 重大な性犯罪又は暴力犯罪が対象。州最高裁判所が決定し、拘禁施設 (Corra Place 又は Emu Creek) に拘禁。3年以内だが3年以内の延長も可能 (合計6年以	Continuing Detention Order 重大な性犯罪、暴力犯罪、テロ行為が対象。州最高裁判所が決定し、刑務所に引き続き拘禁する。5年以内。	Continued Detention Order 重大な性犯罪が対象。州最高裁判所が決定し、刑務所に引き続き拘禁する。

<p>内)。毎年州最高裁のレビューが必要。</p>		
<p>Supervision Order 重大な性犯罪又は暴力犯罪が対象。州高等裁判所又は州最高裁判所が決定し、保護観察所の監督下に置かれる。15年以内だが15年以内の延長も可能（合計30年以内）。毎年裁判所のレビューが必要。</p>	<p>Extended Supervision Order 重大な性犯罪，暴力犯罪，テロ行為が対象。州高等裁判所が決定し，保護観察所の監督下に置かれる。遵守事項違反が5年以内の拘禁刑の対象となる。5年以内だが延長可能。</p>	<p>Continued Supervision Order 重大な性犯罪が対象。州最高裁判所が決定し，保護観察所の監督下に置かれる。</p>

